

登録基幹技能者講習を受講される皆様へ

助成金のご案内

「登録基幹技能者講習」（特例講習会を含む）を受講させた事業主の方
に対しては、受講者に係る賃金の助成を行います。

建設教育訓練助成金（第4種）の概要（登録基幹技能者講習関係）

1. 支給対象者 中小建設事業主

（注）雇用保険料率が1000分の18.5等
（平成21年度では1000分の14等）であることが必要です。）

2. 支給要件

中小建設事業主が雇用する建設労働者に対し、勤務扱いで、「登録基幹技能者講習」を受けさせた場合。

3. 助成金額 7,000円/1人・1日

（注）通常の賃金の額が7,000円未満の時は、当該賃金の額を支給

4. 限度額 1つの講習につき20日分

5. 対象訓練

建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の規定に基づく「登録基幹技能者講習」
但し、実習等の時間が1日につき3時間に満たないものを除く。

（注）助成金の支給申請には、受講者の氏名、受講日（時間）数についての実施団体による証明が必要です。

お問い合わせ先：詳しい内容や具体的な手続きなどお気軽にお問い合わせください。
独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター
ナビダイヤル 0570-001154（9:00～17:00 土日祝日休業 通話料お客様負担）
インターネット <http://www.ehdo.go.jp/gyomu/s-12.html>

建設教育訓練助成金 (第 4 種 技能実習) 支給請求書

独立行政法人雇用・能力開発機構
Ox センター統括所長 殿

建設教育訓練助成金 (第 4 種 技能実習) の支給を受けたいので請求します。

(請求年月日) 平成 22 年 5 月 28 日

Application form for construction education training subsidy. Includes sections for applicant information, business details, training content, dates, and a table of recipients with columns for name, dates, and amounts.

(注) 1. この請求書を提出する時は、裏面の注意事項を参照して下さい。
2. ※印欄は、記入しないで下さい。

建設教育訓練助成金(第4種 技能実習)の支給請求について

1 提出上の注意

- (1) この支給請求書(以下「請求書」といいます。)は、次の中小建設事業主がその雇用する建設労働者(雇用保険の被保険者に限られます。)に機構の認定を受けた技能実習、又は別に指定する技能実習等(以下「技能実習等」といいます。)を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った場合に支給される助成金の支給請求を行うときに機構に提出するものです。
 - イ 元請中小建設事業主が機構から受給資格の認定を受けて実施した1日3時間以上の技能実習等をその雇用する建設労働者に受けさせた当該元請中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主(以下「下請中小建設事業主」といいます。)
 - ロ 中小建設事業主の団体又はその連合団体(以下「中小建設事業主の団体等」といいます。)が機構から受給資格の認定を受けて実施した1日3時間以上の技能実習等を、その雇用する建設労働者に受けさせた中小建設事業主の団体等の構成事業主(以下「構成事業主」といいます。)
 - ハ その雇用する建設労働者に機構が別に指定する労働安全衛生法に定める教習若しくは技能講習、危険再認識教育、登録基幹技能者講習、機構が別に指定する技能検定等を受けさせた中小建設事業主
- (2) 前記(1)の「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜

- 夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。
- (3) 1人1日当たりの助成金の額は、技能実習等を受けさせた日に当該建設労働者に支払われた通常の賃金の額に相当する額として機構が別に定めるところにより算定した額(ただし、2記入上の注意(6)のイに記載されている額を限度とします。)です。
 - (4) この請求書は、技能実習等を受け終えた日以降2ヶ月以内に機構の都道府県センターに1部提出して下さい。(郵送でも結構です。)
なお、前記(1)のイ又はロの下請中小建設事業主又は構成事業主がこの請求書を提出するときは、機構から受給資格の認定を受けた技能実習等を実施した元請中小建設事業主又は中小建設事業主の団体等を經由して提出して下さい。
 - (5) この請求書には、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)、平均賃金日額等算定書(機構が定めるもの)及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(写)又は「労働保険料等納入通知書」(写)、賃金台帳(写)並びにその他センター統括所長が必要と認めるものを必ず添付して下さい。また委託技能実習(教習、技能講習、危険再認識教育又は登録基幹技能者講習)の場合、登録教習機関等が発行した「修了証」(写)も添付して下さい。

2 記入上の注意

- (1) ①「請求者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、請求者が代理人の場合、「請求者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入(押印不要)した上、請求者の記名押印等をして、委任状(任意様式)(写)を添付して下さい。
- (2) ③「事業内容」欄は、次により記入して下さい。
 - イ ロ「業種」欄は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
 - ロ ハ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を、また、()内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
なお、常用労働者とは、常時使用する労働者として雇い入れられた者であり、短期間就労者、臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等(当該事業主に継続して2ヶ月以上雇用されている者及び継続して2ヶ月以上雇用されることが予定されている者を除く。)を除きます。
 - ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、支給請求時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
 - ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (3) ④「実習内容」欄は、建設労働者に受けさせた技能実習等を○印で囲んで下さい。なお、下段に具体的な内容を記入して下さい。

3 その他

- (1) この助成金の支給に当たって建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
 - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
 - ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 中小建設事業主又は中小建設事業主の団体等が請求書を取りまとめた提出した構成事業主又は下請建設事業主の第4種の助成金は、支給請求を行った構成事業主又は下請建設事業主に対して直接機構から送金されます。
- (3) 機構は、この助成金に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を

- (4) ⑤「送金先」欄のロは、当座又は普通の別及び口座番号を記入して下さい。
- (5) ⑩「受講者本人の負担額」欄は、労働者から徴収する受講料は原則として無料ですが、一部負担させた場合は、その額を記入して下さい。
- (6) ⑭「受講者(受検者)名簿及び支給請求内訳」欄は、次に留意のうえ技能実習等を受けさせた建設労働者の氏名、受講日数等所要の事項を記入して下さい。
 - イ 「助成日額」欄は、1日につき支払った賃金の額に相当する額として機構が別に定めるところにより算定した額(平均賃金日額等算定書により算定した額)(7,000円を限度とします。)を記入して下さい。
 - ロ 「受講(受検)期間中に賃金を支払った日数」欄は、受講(受検)期間中に賃金を支払った日数(20日を限度とします。)を記入して下さい。
 - ハ 「請求額」欄は、「助成日額」に「受講(受検)期間中に賃金を支払った日数」を乗じて得た額を記入して下さい。
- (7) ⑮①、②「受講(受検)証明」欄は、中小建設事業主が技能検定、機構が別に指定する技能実習等をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、又は団体等が実施した技能実習等にその雇用する建設労働者を派遣して受けさせた場合、当該実施機関等の受講(受検)証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻(例 10:00~17:00)、学科時間、実技時間について当該実施機関等の証明を受けて下さい。
- (8) ※印欄は、記入しないで下さい。

求める場合があります。

- (4) 助成金の支給に関して機構に提出した請求書等の写し、労働者名簿、賃金台帳及び就業規則、労働契約書又は雇入通知書の写しを支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (5) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (6) 助成金について不明な点がありましたら、最寄りの機構の都道府県センターにお問い合わせ下さい。

平均賃金日額等算定書

雇用保険適用 事業所番号	1 3 1 1	7 7 7 6 6 6	5	企業規模	大・ 中小
① 前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	141,313,000円			② 前年度1年間の1ヶ月平均雇用保険被保険者数	50人
③ 年間所定労働日数	就業規則等に定める年間所定労働日数				
	※所定労働日数について就業規則等に定めのない場合は、以下の方法で算出して下さい。				
	(a) 週休日	(52)	日
	(b) 土曜日	(52)	日
(c) 指定休日	(0)	日	
(d) 祝日	(13)	日	
(e) 年末年始 (12月30日～ 1月 3日)	(5)	日	
(f) 夏期休業	(4)	日	
(g) 創立記念日等その他休日 ()	(1)	日	
	年間休日日数合計	(127)	日
	年間実労働日数：365日	－	年間休日日数合計	=	(238) 日
④ 平均賃金日額 (① / (② × ③))	$\frac{(141,313,000) \text{円}}{(50) \text{人} \times (238) \text{日}} = (11,875,042) \text{円}$				
⑤ 対象賃金日額 (④ × 0.8)	$④ \times 0.8 = (9,500) \text{円}$ <p style="text-align: right;">〔1円未満の端数は切り捨てること。〕</p>				

(注)「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の写し及び労働保険料の「納付書・領収証書」の写し(雇用保険にかかる部分に限る)(労働保険事務組合に委託している場合は、「労働保険料等納入通知書」の写し、「労働保険料領収書」の写し及び「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の写し)を添付して下さい。

以上の内容について、相違ありません。

平成22年 5月28日

住 所 116-0003

〇〇区〇〇町11-55

事業主名

(株)〇〇建設

代表者氏名

代表取締役 小林 正次



平均賃金日額等算定書について

(提出上の注意)

- 1 この報告書は、以下の助成金の支給請求書等に添えて提出して下さい。
 - (1) 「建設教育訓練助成金 (第 2 種・第 4 種 技能実習) 支給請求書 (中小建設事業主用)」 (建助様式第 14 号)
 - (2) 「建設教育訓練助成金 (第 4 種 技能実習) 支給請求書」 (建助様式第 19 号)
 - (3) 「建設教育訓練助成金 (第 4 種 就業機会確保事業) 支給請求書」 (建助様式第 19 号の 2)
 - (4) 「建設事業主雇用改善推進助成金支給請求書」 (建助様式第 20 号)
- 2 平均賃金日額とは、支給請求書の提出日の属する年度 (4 月 1 日から 3 月 31 日までをいう。以下「年度」という。) の前の年度 (以下「前年度」という。) に使用したすべての被保険者 (年度の中途に雇用保険に係る保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての被保険者。) に係る賃金総額 (事業主がその事業に使用するすべての被保険者に支払った賃金の総額をいう。) を当該事業主に雇用される前年度 1 年間の 1 ヶ月平均雇用保険被保険者数で除して得た額を当該事業主の事業所における 1 年間の所定労働日数で除して得た額をいいます。
- 3 上記 2 における前年度 1 年間の賃金総額及び被保険者の数が確定していない場合は、前々年度に係る賃金総額及び被保険者の数に基づき、算出するものとします。
- 4 創業後間もないため、前年度に確定保険料の支払いがない場合で、前記 2 により平均賃金日額が算定できないときは、この報告書の提出は必要ありません。

(記入上の注意)

- 1 ①欄には、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」に記載している「保険料算定基礎額」 (雇用保険法適用者分) を記入して下さい。なお、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」に記載している金額は千円単位ですので、記入の際はご注意ください。
- 2 ②欄には、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」に記載している「雇用保険被保険者数」を記入して下さい。
- 3 ④欄には、①欄の金額 ÷ (②欄の人数 × ③欄の日数) で算定した平均賃金日額を記入して下さい。なお、ここでは端数処理は行わず、⑤欄の対象賃金日額を算定する際に、1 円未満の端数を切り捨てして下さい。